

特別支援教育をめぐる新学習指導要領の内容

河合 康*

1 はじめに

今回の学習指導要領改訂の基盤となっているのは、平成20年1月17日の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」(以下、「中教審答申」と略称)である。「中教審答申」で示された改訂の基本的な考え方は、「改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂」、「生きる力」という理念の共有、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保」、「学習意欲の向上や学習習慣の確立」、「豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」の7点である。特別支援教育についても、この点が基本となる。

特別支援教育については、「特別支援学校」と「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育」の2つで構成されている。前者の具体的な改善事項としては、a) 教育目標、b) 自立活動、c) 重複障害等の指導、d) 知的障害特別支援学校の各教科、e) 職業に関する教科等、f) 指導方法の改善、g) 個別の指導計画、h) 個別の教育支援計画、i) 特別支援教育のセンター的機能、j) 交流及び共同学習、k) ICF(国際生活機能分類)の視点、l) 教師の専門性の向上や教育条件の整備、の12点が示された。後者については、a) 特別支援学級及び通級による指導、b) 通常の学級における指導の充実、c) センター的機能の活用、d) 交流及び共同学習、e) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等、の5点についてまとめられている。以下では、「中教審答申」を受けて平成20~21年にかけて改訂された学習指導要領について、特別支援学校と通常の学校に分けて特別支援教育に関わる概要について示す。

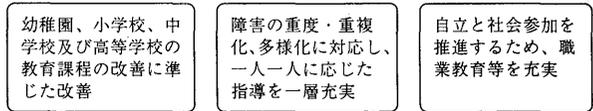
2 特別支援学校学習指導要領の内容

特別支援学校学習指導要領の構成をみると、従前は、例えば小学部・中学部の場合5章であったものが7章に変更されている。これは、通常の学校における学習指導要領の構成の変更に対応したものである。具体的には、小学校の5、6年生に新たに設けられた「外国語活動」が設定されたことと、従前は総則の中に組み込まれていた「総合的な学習の時間」が独立した章となったことである。

特別支援学校学習指導要領改訂の基本的な考え方は、①幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善、②障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実、③自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実、の3点である。また、主な改善事項として、4つ

の観点から7つの事項が挙げられている。この特別支援学校学習指導要領の改訂のポイントをまとめたものがFig.1である(文部科学省, 2009d)。以下では、主な改善事項に即して改訂の内容をみていくことにする。なお、章、節等の数字は特に断りがない限り、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のものである。

1. 今回の改訂の基本的考え方



2. 主な改善事項

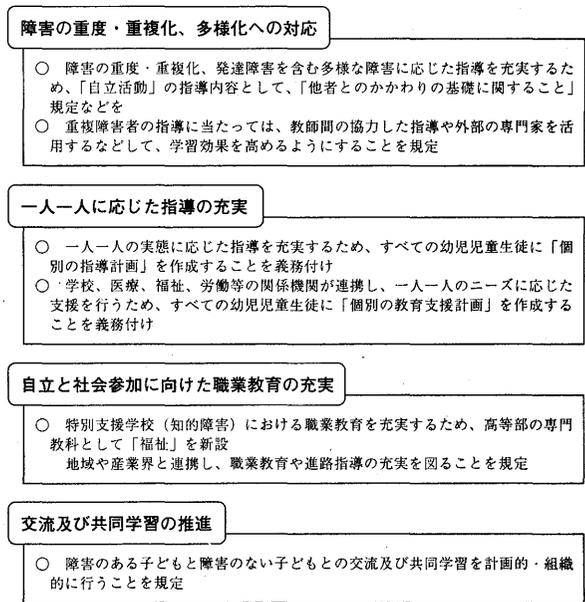


Fig.1 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

(1) 障害の重度・重複化、多様化への対応

今回の改訂で注目された中の一つに、「自立活動」の中に新たな区分として「人間関係の形成」が設けられたことが挙げられる。ただし、ここで留意すべき点は、「中教審答申」では「社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者のかかわり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を項目に盛り込む」ことに言及し、その後「現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成」を設け、それぞれ

* 上越教育大学学校教育研究科臨床・健康教育学系

の区分と項目の関連を整理する」とされていることである。つまり、まず最初に項目の検討があって、その後、新たな区分が設けられるようになった点に留意する必要がある。例えば、新設された「人間関係の形成」が注目されがちであるが、「心理的な安定」の中に設けられていた「対人関係の形成の基礎に関すること」が削除されたり、「環境の把握」の中に「感覚や認知の特性への対応に関すること」が新たに追加されたこともあわせて押さえておく必要がある。

また、「人間関係の形成」については、発達障害に対応したものと捉えられがちであるが、自立活動の位置づけや区分は障害種に対応したものではないので、障害種にかかわらず、支援が必要な子どもにはすべてにあてはまるものであることに留意する必要がある。

さらに、第1章「総則」第2節「教育課程の編成」第4「指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」の2(2)において「複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること」と規定し、外部専門家の活用が求められた点にも留意する必要がある。

その他、これまで、重複障害者等に対して柔軟で多様な教育課程を編成できる根拠規定として「特例」という用語が用いられていたが、「教育課程の取扱い」に改められた（第1章第2節第5）。ここには、障害のある子どもの一人一人のニーズに対応した柔軟な教育課程を編成するのは特例ではなく、あたりまえのこととして捉えようとする考え方が反映されているといえる。

(2) 一人一人に応じた指導の充実

これまで「個別の指導計画」は自立活動と重複障害者を指導する場合に作成されていたが、第1章第2節第4の1(5)で「各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること」とされた。今回の改訂により、すべての児童生徒に対して、各教科等についても「個別の指導計画」を作成することが義務づけられたことになる。

また、作成するだけでなく、PDCAのサイクルの中で常に指導の改善につなげていくべきことが明示された点にも留意しなければならない。この点については特に第7章「自立活動」の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」において詳述されている。具体的には、(1) 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについての的確な実態把握、(2) 長期的及び短期的な観点からの指導目標の設定、(3) 指導内容の設定、(4) 結果の適切な評価及び、個別の指導計画や具体的な指導の改善、というプロセスが示された。中でも、(4)は今回新たに設けられた内容であり、PDCAサイクルの重要性が示されていることに留意し、常に指導の改善に繋げることを意識して「個別の指導計画」を作成・活用する必要がある。

さらに、第1章第2節第4の2(14)で「家庭及び地域や医

療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること」が示され、特別支援教育を推進していく上で欠かせない関係機関との連携を図るツールである「個別の教育支援計画」が学習指導要領上で初めて明記された点も重要である。「個別の教育支援計画」は特殊教育から特別支援教育へ転換が図られる中で、既に多くの特別支援学校で作成がなされている状況であるが、今後は、関係機関との緊密な連携に基づいて、本来の趣旨に即した活用が望まれる。

(3) 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

「中教審答申」において「高等部において、生徒の実態や卒業後の就労の状況等を踏まえた職業教育を一層進める観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する新たな専門教科として「福祉」を新設する」とされたことを受けて、特別支援学校（知的障害）の高等部に専門教科「福祉」が新設された。Table 1はその目標と内容を示したものである。背景には、介護等の福祉関係の進路を希望する生徒が増えてきていることが考えられる。障害のある者が福祉サービスを受ける側から提供する側になりうる可能性が広がることが期待される。今回の「福祉」の新設に伴い、進路先が広がることは自立と社会参加を促進することに繋がるので、その内容や指導方法の充実が望まれる。

また、高等部学習指導要領の第1章「総則」第2節「教育課程の編成」第4款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の4「職業教育に関して配慮すべき事項」の(3)で「学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする」と規定された。冒頭で「キャリア教育」という用語が新たに用いられた点には留意する必要がある。この他、地域や産業界との連携及び長期間の産業現場での実習が示されると共に、外部人材の

Table 1 知的障害特別支援学校高等部における専門教科「福祉」の目標と内容

1 目標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、社会福祉の意義と役割の理解を深めるとともに、社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内容

- (1) 社会福祉についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。
- (2) 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような社会福祉に関する必要な分野の知識と技術を習得し、実際に活用する。
 - ・家事援助
 - ・介護

積極的な活用が明示された。こうした点が、職業教育において反映されることが期待される。

(4) 「交流及び共同学習」の推進

障害のある子どもとない子どもの交流についての記述は、これまでの学習指導要領においても記されていたが、改訂では平成16年6月6日に公布された障害者基本法の一部改正（第14条第3項）で明示された「交流及び共同学習」という用語が用いられた。

具体的には、第1章総則第2節第4の1（6）で「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること」と明記された。

総則以外においても、第5章「総合的な学習の時間」の2において「体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること」とされた。また、第6章「特別活動」の2においても「児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること」と規定された。「交流及び共同学習」はこうした教育活動において成果が得られやすいとの認識から特に示されたものであるため、教育課程の編成に際して反映させていく必要がある。

(5) その他の改訂事項

以上、Fig.1に示された主な改善事項を中心に述べたが、その他、注目される点について述べる。

①教育目標

特別支援学校学習指導要領の冒頭の第1章第1節には教育課程の編成の基本となる教育目標が示されている。ここでは、学校教育法第72条の目的を実現するために、まず同条の「準ずる教育」に対応するかたちで、小学部では学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標を、中学部では同第46条に規定する中学校教育の目標を達成することが示されている。ただし、ここで留意しなければならないのは、第30条第1項は、「小学校における教育は、……第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」とあり、第46条は「中学校における教育は、……第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」と規定されているように、第21条の目標が実質的な意味を持っている点である。この第21条は、平成19年6月の学校教育法の改正により大きく変更されたものである。改正前は、小学校と中学校の目標は別々に規定されていたが、改正により義務教育の9年間の目標が示されたのである。

従って、特別支援学校における教育も「準ずる教育」が基本であるので、小・中学校と同様に、今まで以上に、小学部と中学部の連続性を意識した教育課程の編成が望まれる。

小学校・中学校に準ずる教育の目標を示した後、学校教育法第72条の後半の規定に相当する「小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと」という目標が示されている。第72条の規定が、「障害に基づく種々の困難を改善克服する」から「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」に改められたことに対応して文言の修正がなされている。この第1章第1節の修正に合わせて、総則や自立活動の章における規定も改められている。

②教科

教科については、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者の場合は、小・中学校等と同様な目標・内容であるので、各障害種別に指導上の配慮事項が示されている（第2章第1節第1款及び第2節第1款）が、今回の児童生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るためについて改善が図られた。

特に、新たな事項として設けられたのは、「肢体不自由者」と「病弱者」の場合であり、前者では、「体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること」及び「身体動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること」が加えられた。肢体不自由者の指導に際しては、今まで以上に、表現する力を重視すること、学習時の姿勢に配慮すること、認知の特性等に応じた配慮が必要である。

病弱者では、「体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること」が新たに設けられた。病弱の児童生徒の場合は、病気の状態により学習環境が制限される場合があることから、体験的な活動についての配慮が加えられているので、教材・教具や指導方法等の工夫が必要となる。

一方、知的障害者の場合は、他の4障害が通常の学校の教科の目標・内容と同じであるのに対して、独自の目標・内容が示されている（第2章第1節第2款及び第2節第2款）。今回は、社会の変化や子どもたちの実態を踏まえた見直しを行うとともに、より分かりやすい表記とするよう改訂がなされた。紙幅の関係上、個々の教科について詳述することはできないが以下の点について触れたい。それは、小学部の「生活」の内容に「日課・予定」が加わったことである。具体的には、第1段階「教師と一緒に日課に沿って行動する」、第2段階「教師の援助を受けながら日課に沿って行動する」、第3段階「日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する」が加えられた。今回の改訂では、第1章第2節第4の2（7）に「各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ

るよう工夫すること」が新たに規定され、見直しを持つことの重要性が示されたが、この点が教科の中にも反映されているといえる。

③道徳、特別活動

道徳と特別活動において、知的障害者の場合についての規定が新たに設けられた。具体的には、道徳については「内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと」（第3章3）とされ、特別活動については「内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること」（第6章3）とされた。知的障害者の場合は、知的障害の状態や経験等を考慮することが、他の教科等における内容の指導と同様に重要であることを再認識する必要がある。

特に道徳と特別活動については、いわゆる自立活動を主とした指導を行う場合（第1章第2節第5の3）であっても、必ず扱わなければならない内容である（各教科、外国語活動、総合的な学習の時間は全く取り扱わなくても可）ことを踏まえて、教育課程上に明確に位置づけ、綿密な計画に基づいて実施されなければならない。

④センター的機能

第1章第2節第4の2（16）で「小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること」が示された。改訂前では、相談センターとしての位置づけに留まっていたが、学校教育法第74条におけるセンター的機能が学習指導要領においても明示されている。各特別支援学校は地域の特別支援教育のセンターとしての役割を認識する必要がある。

3 通常の学校における学習指導要領の内容

今回の学習指導要領の改訂では、通常の学校においても特別支援教育に関する内容が数多く盛り込まれている。Table 2は、小学校学習指導要領の総則の第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に規定されている障害のある児童についての新旧の規定を示したものである。いずれも、2つの文章から成っているが、後半の内容に変更がみられないのに対して、前半の規定が大幅に改訂され、詳述されていることがわかる。ここでは、小学校学習指導要領を中心に述べるが、幼稚園、中学校、高等学校においても同様の内容が規定されている。

(1) センター的機能の活用

Table 2の改訂後の規定では、冒頭で「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ」と

Table 2 小学校学習指導要領の総則における障害のある児童に関する規定の比較

年	規定
平成10	障害のある児童などについては、児童の実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫すること。特に、特殊学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
平成20	障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

あるように、特別支援学校のセンター的機能を活用することに言及している。現在、センター的機能の活用については、人材の不足、旅費等の財源の問題、多様なニーズへの対応の難しさ、小・中学校の理解不足、活用の仕方の曖昧性などが指摘されているが、それぞれの地域の実態を踏まえながら、特別支援学校のセンター的機能を有効に活用する方途を探る必要がある。

(2) 個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成

続いて、「例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とし、個別に「指導についての計画」と「支援のための計画」の作成を求めていることは重要である。学習指導要領においては、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」という用語は用いられていないが、解説（文部科学省、2008b）では、「特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては、例えば、障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある児童については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる」としている。括弧付きではあるが「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」という用語が明示されている意義は大きい。

平成20年度の特別支援教育体制整備等状況調査によると、小学校での「個別の指導計画」の作成率は82.3%、「個別の教育支援計画」は52.4%と低率である。幼稚園、中学校、高等学校においては、さらに低い値となっている。改訂された学習指導要

領の趣旨を踏まえて、両計画の作成に積極的に取り組むことが求められる。

(3) 学校全体での支援体制の整備

そして「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」として「計画的、組織的」という点が強調され、学校全体として取り組む必要性が示されていることも注視すべきである。この点については、解説（文部科学省、2008b）で「担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備する………」としており、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名の必要性が示されている。平成20年度の文部科学省の（文部科学省、2009e）調査では、義務教育段階については、ほぼ整備が完了している状況であり、今後はその質的充実が求められることになろう。一方、幼稚園についてはいずれも半数に達しておらず、また高等学校も8割に留まっており、義務教育前後における機関での特別支援教育に対する組織的な取り組みが望まれる。

(4) 教師間の連携

Table 2に示した後半の規定は、特に大きな変更はなく「特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」とされているが、特別支援教育におけるキーワードとなる「連携」については注意を払う必要がある。特別支援学級の場合は、学校内で孤立することが無いよう、全教職員が障害についての知識や理解を有することが求められる。一方、通級による指導の場合は、児童は通常の学級に在籍しているので、指導の成果が通常の学級に反映されるよう担当教師間の連携や情報交換を円滑に行う工夫が求められる。

(5) 「交流及び共同学習」の推進

Table 2で示した規定の他には、総則において「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」（第1章第4の2（12））とし、平成16年の障害者基本法の改正（第14条第3項）で示された「交流及び共同学習」が明示されたことにも留意する必要がある。

「交流及び共同学習」は、障害のある者もない者も共に学び、生活するという共生社会の実現を図る上で極めて重要な活動である。前述の通り「交流及び共同学習」は、特別支援学校学習指導要領においても明示されているが、通常の学校と特別支援学校とが連携・協力して組織的な教育活動が行われることが期待される。

4 おわりに

以上、学習指導要領の規定を中心に特別支援教育に係わる改訂の概要を記した。学習指導要領の改訂を踏まえた学校現場の

動向については、特別支援学校の場合は、本巻の佐藤・後藤・青木の新潟県の実践に関する論文を、また、通常の学校については、さいたま市立宮前小学校の実践についての櫻井論文を参照していただきたい。両論文とも、本稿で指摘した諸点について、具体的な実践例に基づきながら現状と課題を記しており、示唆に富むものである。

なお、特別支援学校学習指導要領・教育要領については、幼稚園は平成21年度から実施されている。小学部・中学部の総則及び自立活動も平成21年度から実施されている。小学校や中学校に準ずる各教科等については、小学校・中学校の実施時期に合わせて実施されるが、知的障害者の場合、小学部の各教科は平成21年度から新学習指導要領によることも可能であり、実施されている地域も多い。高等部については、高等学校に準ずる各教科等については、高等学校の実施時期に合わせて実施される。ただし、総則、道徳、自立活動については平成22年度から実施される。また、特別支援学校（知的障害）の各教科及び専門教科（保健医療、理療、理学療法、印刷、理容・美容、クリーニング、歯科技工）は平成22年度から新学習指導要領によることも可能である。

【引用・参考文献】

- 中央教育審議会（2008）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）。
- 文部科学省（2008a）小学校学習指導要領。
- 文部科学省（2008b）小学校学習指導要領解説（総則編）。
- 文部科学省（2009a）特別支援学校幼稚園教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領。
- 文部科学省（2009b）特別支援学校学習指導要領解説（自立活動編）。
- 文部科学省（2009c）特別支援学校学習指導要領解説（総則等編）。
- 文部科学省（2009d）特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/gaiyou2/_icsFiles/afieldfile/2009/04/06/003_2.pdf）。
- 文部科学省（2009e）平成20年度特別支援教育体制整備等状況調査（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/04/1260959.htm）。
- 大南英明編著（2009a）小学校新学習指導要領の展開—特別支援教育編。明治図書。
- 大南英明編著（2009b）特別支援学校新学習指導要領の展開。明治図書。
- 大塚玲（2009）新しい学習指導要領と今後の特別支援教育。発達障害研究, 31(2), 56-64.
- 特別支援教育の実践研究会編（2009）特別支援教育「新学習指導要領」改訂のポイント。明治図書。